

ノルウェー王国憲法とその特徴について

吉川 智

目次

- 一 はしがき
 - 二 ノルウェー王国憲法の概略
 - (一) 憲法史
 - (二) 憲法の目的と理念
 - 三 憲法内容について
 - (一) 国王の地位及び権能について
 - (二) 議会制度について
 - (三) 人権保障について
 - (四) その他
 - 四 憲法の特徴について
 - (一) 憲法改正
 - (二) 憲法改正の要因
- ノルウェー王国憲法・和訳（一九八八年迄の改正分を含む）

ノルウェー王国憲法とその特徴について（吉川）

一 はしがき

ノルウェー王国 (Kingdom of Norway, Kongerikt Norge) は、国土面積約三三万四千平方キロ、人口約四一七万人（一九八六年一二月末現在）を有する立憲君主国である。北欧バルト諸国中の一国であり、近年では英国とともに北海における海底油田の開発、石油・天然ガスの輸出などで有名である。また北大西洋に面する長大な海岸線を有すること、及び北部ノルウェーの一部では直接ソ連と国境を接していることなどから、地理的にも西側同盟国（特にNATO）にとって極めて重要な国である。

またノルウェーは、過去において、その隣国であるスウェーデンやデンマーク更には英国などと様々に関わり合ってきた歴史を有する。然もその歴史たるや、決して一口では説明することのできないほど波瀾・起伏に富んだものということができる。

歴史の教訓から学んだものか、又はその国民性の故なのか定かではないが、今日、ノルウェーの王室と国民との関係は極めて安定したものと見ることができるとは、既に榎原教授が「ノルウェーの君主制度は、新しい時代の安定した君主制度の一つの模範的典拠として、あまねく認められるところである。たしかに、ノルウェーでは、古めかしい君主主義の宮殿のなかに、新しい民主主義の花がみごとに調和を保って咲き誇っている。われわれは、ここに多くの人たちとともに、国会主義的立憲君主制度の一つの典拠を見る⁽¹⁾」と指摘されているところである。

本稿では、安定した君主制度を採るノルウェーについて、その憲法上の特徴には何があるのか、また憲法内容につ

いても如何なる構成になっているのかを知るために、後に掲げるノルウェー王国憲法 (The Constitution of Norway, Kongeriket Norges Grundlov) 和訳と共に、これを考察するものである。そして更に、ノルウェーが安定した君主制度を維持し得る根本要因についても、これを具体的に触れることができればと考えるものである。

二 ノルウェー王国憲法の概略

(一) 憲法史

現行ノルウェー王国憲法の冒頭に「一八一四年五月一七日、エイズヴォル (Eidsvold) の制憲議会で制定された憲法」と示されているように、ノルウェー王国の所謂形式的な意味での成文憲法史は、一八一四年から始まる。

一口にいつて、ノルウェーの歴史は、「変転せる被支配の歴史」⁽²⁾であったということが出来る。つまり、一八一四年に憲法が制定されたといつても、他国、特に最終的にはスウェーデンとの関係から脱し、ノルウェーが完全な独立を果たしたのはもっと遅く、二〇世紀に入つて(一九〇五年)からである。

「変転せる被支配の歴史」という如く、ノルウェーは、紀元一〇世紀頃にはデンマークの支配を受け、その後マグヌス一世 (Magnus I) が即位して独立するも(一〇三五年)、ノルウェー人による王政は一三一九年までしか続かなかつたのである。一三一九年、王朝が絶えるとともに、ノルウェーはスウェーデンと同君連合関係⁽³⁾に入り、スウェーデンの影響を強く受けることになつたのである。また、この頃の経済、特に貿易においてはドイツのハンザ同盟 (Deutsche Hansa) が強力な力を有し、ノルウェーはこれによる経済封鎖を受けたりもした(一二八二年以降)のである。

ノルウェー王国憲法とその特徴について (吉川)

一三九七年に至り、ノルウェーは、デンマーク及びスウェーデンと更に同君連合関係・カルマー連合（*The Union of Kalmar*）を結び、その関係を一五二三年まで維持継続した。その間にはスウェーデンが連合から脱退し、ノルウェーの国力は次第に衰微し、連合解消後、一五三六年にはノルウェーはデンマークに併合されるに至ったのである。また、北欧七年戦争（一五六三―七〇年）では、デンマークとスウェーデンとが争い、結果的にはノルウェーの一部がスウェーデンに割譲されるということも経験しているのである。

一八一四年一月一日、キール条約（*Treaty of Kiel*）によって、デンマーク国王フレデリック六世（*Frederik VI*・一八〇八―三九年）は、ノルウェーをスウェーデンに割譲せざるをえなくなったのである。これは、ナポレオン戦争でデンマークがナポレオンに加担した結果であり、ノルウェーにとってみれば言わばデンマークの犠牲のようなものであった。このデンマーク王の決定にたいして、ノルウェー国民は強く反対して、これをきっかけとして激しい独立への願望を示したのである。そこで、デンマーク王の従兄弟でもあり総督でもあったクリスチアン・フレデリック（*Christian Frederich*・一九二九―四八年、後のクリスチアン八世）を支持し、これを迎えて独立を宣言したのである。ノルウェーは、フレデリックの下で、制憲議会を召集し、同年四月一二日に同議会メンバーを選出して以来、基本原則に関する予備的報告書の作成、憲法草案の作成などを短時日のうちに行なったのである。そして、同年五月一七日、憲法草案は、正式に採択されてノルウェー王国憲法（エイズヴォル憲法）となり、爾来今日まで続いてきているのである。また、今日この憲法制定の日がノルウェー王国の建国記念日（独立記念日）とされているのは周知のところである。

ところで、このノルウェーの独立は、スウェーデンは勿論のことロシア・英国・プロシヤなどの反撥を招き、同年

七月二八日、連合を維持したいとするスウェーデンと更にロシアの軍隊が南ノルウェーを侵略したのである。僅か一週間後に妥協が成立し、モスで条約が締結され、ノルウェーとスウェーデンとの同君連合が宣言されたのである。このためフレデリック王は自発的に退位し、代わりにスウェーデン王子カール・ヨハン (Carl Johan・一八一八―四四年、後のカール一四世) が国王となった。

その後もノルウェー・スウェーデン同君連合は、何かと摩擦が多く、特にノルウェー王国憲法の改正については、国会と国王とが事毎に対立したのであった。憲法改正を提案しようとする国会に対して、国王はこれに拒否権を発動するというパターンが繰り返されたのである。⁽⁴⁾

また一八四〇年頃からノルウェーでは、海運業が飛躍的に発展し、ためにその利益を直接に代表する独自の領事館設置が必要になってきたのである。一八一四年憲法第一条では、確かにノルウェーをして「自由・独立・不可分且つ不可譲の王国」と規定はしていたが、しかしその実態は軍事と外交についてはスウェーデンと共同であり、且つそのイニシアチブはスウェーデン側に絶えず取られていたのである。ノルウェーが独自の領事館設置を度々スウェーデン側に提議するも、スウェーデンは外交の一元性を理由にこの申し入れを拒否し続けたのである。しかしながら、一九〇四年に至り、スウェーデン外相ラーゲルヘイム (Carl Herman Theodor Alfred Lagerheim) のノルウェーに対する理解と好意的態度により、ノルウェーの提案は原則的に認められたのである。だが、この提案が具体化するまえに、スウェーデンの内閣が更迭されて、その後のブスレム内閣ではこの提案は入れられず、両国の交渉は再び暗礁に乗り上げてしまったのである。⁽⁵⁾

憲法改正に関する意見の対立、独立した領事館設置についての意見の対立が主たる要因となって、当時のノルウェー

首相ミケルセン(Christian Michelsen)は、スウェーデンからの完全独立を果たすべく、世論の統一・独立の準備へと入っていったのである。

一九〇五年五月、領事館設置の提案がスウェーデン国王オスカー二世(Oscar II・一八七二―一九〇七年)によって最終的に拒否されると、ノルウェー政府は国会の承認を得て、①ノルウェーはスウェーデンとの連合から脱し、完全に独立すること、②その国王としてデンマークのグリユクスブルク家から王子を迎えることを国の内外に発表した⁽⁶⁾のである。

一九〇五年一月二五日、雪模様のなか三〇マイルも南から、デンマーク王子カール(Prince Carl)がノルウェー国民の圧倒的な支持のもと、新国王となるべくクリスティアニアに到着したのであった。このカール王子がその後ホーコン七世(Hakon VII・一九〇五―五七年)と呼ばれ、また到着したとき彼の腕のなかに抱かれていた僅か二歳半の赤ん坊が、現ノルウェー国王オラフ五世(Olav V・一九五七―)であったのである。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

さて、二〇世紀に入ってからノルウェーが直接に他国の支配を受けたのは、一度だけである。それは、一九四〇年四月九日に始まるドイツ軍によるノルウェー侵攻である。ドイツ軍が降伏するまでその後約五年間戦時下に置かれた。ドイツ軍との戦争において、当初、国王ホーコン七世とオラフ皇太子は共にノルウェーに踏み止まって抵抗したのであるが、やむなく二ヵ月後、政府とともに英国に渡らざるを得なくなったのである。この長きに亘る五年の戦争期間中、国王と皇太子は英国に、そしてマルタ皇太子妃は子供たちと共にアメリカで生活をするという状況が続いたのである。一九四五年五月七日ドイツ軍が降伏し、その一週間後に皇太子はノルウェーに帰還した。国王、皇太子妃及びその子供たちは、その一ヵ月後に帰国したが、この戦争で国家の中心的な役割を果たした王室については、その役割

と意義とが今日でさえも高く評価されているところである。⁽⁹⁾

(二) 憲法の目的と理念

インゲヴォルグは、「エイズヴォルグでの憲法制定の直接的な目的は、ノルウェーの国家統治機関に対して新たな法的基礎を創設したいということであつた⁽¹⁰⁾」と述べ、更にまた「統治機関が国家を統べるのに立ち向かい、その課せられたすべての務めを行なうよう求められるとき、それらを旨く行なう手段を創設することがこの憲法制定のより広い意味であつた」と説明している。そして、憲法には国家統治機関が如何に組織されるべきかということに関連しつつ、或る幾つかの理念と原則とがそのなかに含まれていることを指摘しているのである。即ち、その理念と原則とは、「民主権の原則」・「権力分立の原則」及び「人権保障の理論」の三つである。

「民主権の原則」について、インゲヴォルグは、「通常の主権という原則は、国民が自分で自分自身の運命を決定する資格を有するという理念に基づくものである。国家機関の有する権限が国民によって国家の各機関に付与されているということの意味するものであり、且つこれらの国家機関は、国民の意思に従つて、自己の保持する権限を行使する⁽¹¹⁾」と説明している。そして、この原則は、多くの憲法法規に表明されてはいるが、中でも特にこれを意味する憲法規定として憲法第四九条を明示している。しかしながら、憲法第四九条は、「国民は、国会 (Storting) を通じて立法権を行使し、且つ国会は、上院 (Lagting) と下院 (Odelsting) の二部から成る」と定めていて、所謂、立法権者が国民である旨を明示しているにすぎない。厳格にこの点を指摘するならば、文言として「ノルウェー王国の主権者が何人であるのか」ということについては、今だ憲法上明示されていないと云うべきであろう。

ノルウェー王国憲法とその特徴について (吉川)

この点については、榎原教授も指摘されていて、憲法改正規定（一一二条）を見ても、その改正の決定権が国会にあると明示されている以上、「ノルウェー憲法は、一見、国権の源泉を国民とするのたてまえをとっているごとくに見える。もしそうなら、ノルウェーは、正統的意味において、共和国といわなければなるまい⁽¹²⁾」と述べられているところである。しかしながら、教授は、幾つかの理由から、ノルウェーを共和制の国家とは解釈されず、「ノルウェー憲法は、国権行使の方法はともかくとして、国権の源泉者は、国王その人であるとのたてまえを維持しているものとみ、ノルウェーを正統的意味における君主国とする⁽¹³⁾」と説明されている。

ノルウェー憲法は、その理念の一つにも挙げている如く、アメリカ合衆国憲法的な三権分立制度を採り入れているため、従って他の立憲君主国に見られるように、立法権について国会と国王との共同行使を規定するようなものを文言上見ることはできない⁽¹⁴⁾。憲法のたてまえからして、立法権は国会に、行政権は国王に、そして司法権は裁判所にあるとするものである。しかしながら、憲法は、国王にたいしては行政権を中心に認めながらも、また立法の裁可権を国王に与えることも規定している。この意味からするならば、国王は全く国会の立法権と無関係であるとは云い難いのである。「立法作用において、国王と国会のいずれに、より強い発言権を与えているかという点からみるなら、ノルウェーは、他の立憲君主国とは異なり、憲法典そのものにおいて、国会に、より強い重心をおいているといわなければならない⁽¹⁵⁾」という説明が正鵠を射たものであろう。

インゲヴォルグは、ノルウェー憲法の理念の一つに「国民主権の原則（the principle of the sovereignty of the people）」を挙げたが、むしろそれを云うならば「国会優位主義の原則」とでも云うべきであろう。しかしながら、彼をしてそこまで云わしめる背景には、一九〇五年にホーコン七世がデンマークより迎えられるとき、その可否について国民投

票が行なわれ、国民の意思が問われたという歴史的事実が存在するが、これなどがその考えの主たる理由になつてゐるものと思われる。

次に、ノルウェー憲法の理念の一つに「権力分立の原則」が挙げられる⁽¹⁶⁾。これについては、「権力分立の原則の背後にある事由とは、権力の濫用を防止したいがためにある。一つの国家機関がすべての権力を保持すると、その機関がこの権力を将来濫用する危険がある。権力の濫用が避けられるためには、権力で権力をチェックすることが可能でなければならぬ⁽¹⁷⁾」と説明されている。

ノルウェー憲法が三権分立制度を採用しているのは、この憲法制定時において、多くの諸外国憲法が参照されたことと深いかわりがある。即ち、フランスによれば、アメリカ合衆国憲法（一七八八年）を始めとして、フランス憲法（一七九一年）・スウェーデン憲法（一八〇九年）・スペイン憲法（一八一二年）及び英国の不文憲法などが参照されたことである⁽¹⁸⁾。

特にアメリカ合衆国憲法及びフランス憲法を参照したことから、本来の条文は、所謂、モンテスキューのいう三権分立を強調した立憲君主制度を規定するものであった。しかしながら、憲法制定後のノルウェーの国内状況は、既述の如く、スウェーデンの影響下にあり、ノルウェー国民及び国会を出来るかぎり制約しようとする国王側と、その制約を縮小したいと願うノルウェー人との対立にあった。国王の権限は、立法府に及び、国会議長任命さらには拒否権の行使など、大きな圧力となるものであった。ノルウェー国民は、スウェーデン国王との権限争いを繰り返しつつ「国会および政府の主導権を獲得することにつとめ、あるいは正式な憲法改正を通じ、あるいは徐々に、憲法的慣習を積み立てることによって君主の権限を次第に縮小し、かくして、当初、憲法の基本原理であったアメリカ憲法型の

三権分立主義を修正しつつ、英国型により近い国会主義的な憲法体制を確立していった⁽¹⁹⁾のであり、この英国型への同化は一八六九年以降特に顕著になったといわれている。

また、この憲法の理念の一つに「人権保障の理論」が挙げられている。これについては「何人も他人の権利を奪う権限を有しないし、個人は基本的自由や基本的権利を有するという理念に基づくものである」と説明されている。ただ、インゲヴォルグは、ノルウェー憲法で定める人権保障について「何ら人権の体系的保障というものを含んでいないが、しかし、特に、E章では人権の理念に基づく幾つかの重要な規定を有している⁽²⁰⁾」と述べている。

インゲヴォルグの指摘にも見られる通り、ノルウェー憲法では、その人権規定につき他の外国の憲法と比べてみると、特に一章を設けてこれを規定するという方法を取らず、「通則」の中で若干規定しているに過ぎない。従って、形式的な側面から指摘するならば、人権規定について体系的に整備されているとは云い難く、憲法構造上極めて古い姿をこの点に見出すことができると思われる。勿論、今日の社会にあつて、人権保障に関する規定が不十分であるということから、すぐに人権保障が十分に行なわれていないと即断することは危険であり、むしろノルウェーのような国家もあることを知っておくべきであろう。ノルウェーが憲法上理念として人権保障を重視しつつ、それでいて諸外国並に人権規定を整備しようとしなないのは、やはり一八一四年当時の憲法的外観を出来るだけ変更せず、これを維持したいと考えているからであろう。

三 憲法内容について

現行ノルウェー王国憲法は、大きく五章(A-E)に分かれ、全条文数一二二カ条から成るものである。但し、もともとの条文数は一一〇カ条であった。個々の規定は、条(Article, §)の形で揃えられている。憲法制定以来、その伝統的な憲法構造と内容の仕組み・順序、更には憲法規定について使用される用語表現についても、出来る限りこれに変更を加えないという方針が貫かれてきている。⁽²¹⁾なお、現行憲法中、現在(一九八八年二月)までのところ、九カ条(一〇・一五・三三・三八・四二・五二・五六・八二・八九各条)は、廃止されている。また、一度廃止されてその後復元された規定が三カ条(一四・九三・一一〇各条)ある。

(一) 国王の地位及び権能について

パッド・ブジャランドは、「本年七月、オラフ五世国王陛下(H. M. King Olav V)は、八五歳になられた。彼は、一九五七年九月二日に彼の父ホーコン七世国王より王位を継承して以来、三一年間ノルウェーの国王である」⁽²²⁾との書き出しで、国王の幼少時代、オックスフォードでの学生時代、マルタ王妃との出会い、御成婚、ドイツの侵攻による英国亡命、戦後の復興、マルタ王妃の薨去(一九五四年)、ホーコン七世国王の崩御(一九五七年・八五歳)などに触れつつ、現国王の紹介をしている。そして「君主として三一年間、国王オラフ五世は、『すべてノルウェーのために(All for Norway)』をモットーに、たゆまず務めてこられた。ノルウェーは立憲君主国であり、君主の権能は

厳格に規制されてはいるが、しかしその御公務での御責務は次第に増加してきている⁽²³⁾と述べて、国王の地位及び権能について説明している。

憲法上、「ノルウェー国王は、国家元首である」というような規定は何処にも見出すことができないが、しかし「国王は、常に福音的ルーテル派キリスト教を信仰し、且つこの宗教を維持及び保護する（四条）」と規定されている。その他の関連規定から判断するならば、国王は先ず福音的ルーテル派キリスト教の中心的な地位にあるということが理解できる。また、憲法第五条では「国王の身体は、神聖であり、国王は、処罰されることも訴追されることもない。その責任は、国王の政府がこれを負う」と規定する。これにより国王は、無答責の地位に立たれることが明示されている。そして、また憲法第三条では「行政権は、国王に属する」と定めていることから、国王は、国家統治上、特に行政の最高の地位にあるということができる。

憲法第三条で行政権が国王に属するということから、国王には実に様々な権能が付与されている。即ち、政府の選任（一二条一項）、政府閣僚に対する職掌の配分（一二条三項）、非常事態における政府閣僚の任命（一二条三項後段）、政務次官の任命（一四条）、教会の宗教的事項に対する統轄（一六条）、通商・関税・すべての経済的部門及び警察に関する法令の制定と廃止（一七条）、税金の徴収（一八条）、国有財産の管理監督（一九条）、恩赦（二〇条）、文官・宗務官及び武官の選任・罷免（二一条）、内閣総理大臣・その他の政府閣僚及び政務次官の罷免（二二条）、勲章の授与（二三条）、宮廷職員の選任及び罷免（二四条）、陸海軍の統轄（二五条）、軍隊の召集・宣戦・講和・条約の締結・外交使節の派遣及び接受（二六条）などである。

国王のこれらの権能を見て分かるように、憲法上、こと行政権に関しては、殆どの権能が国王に付与されている。

但し「閣議に席を有するものは、何人も自己の意見を忌憚なく表明する義務を有し、また国王は右の意見を聴く義務を有する（三〇条二項）」と定め、更に「国王の行なうすべての決定は、それが有効となるためには、副署されなければならぬ。軍事上の指揮に関わる決定は、報告を行なう者がこれに副署し、その他の決定には内閣総理大臣がこれに副署し、また内閣総理大臣が出席しなかつた場合には、出席した最高位の閣僚がこれに副署する（三二条）」として、国王には内閣の補佐があることを明示している。しかしながら、「国王が自己の判断に従って決定を行なうことは、国王自身のことである（三〇条一項但し書き）」という規定があることから判断して、行政事項の最終的決定権はやはり国王に残されているものと見ることができる。

なお、ノルウェーでは、憲法上、議院内閣制についての規定を有していない⁽²⁵⁾。しかしながら、国会優位主義の原則が歴史的に見ても、また現実の政治においても保持され尊重されてきたことは極めて明らか⁽²⁶⁾なことであり、従って、この議院内閣制についても憲法習律として現実には存在し機能しているものと思われる。斯く考えるならば、国王に憲法上国権行使の最終的決定権を認め、且つその下で実際の政治を担当する内閣が存在するといつても、やはりその前提には国会の存在、国会の信任というものが不可決であり、当然にあるもの⁽²⁶⁾と考える。

次に、三権分立主義を採るたてまえ上、立法権についてはこれを国会の専権事項としてはいるが、特に法案の裁可及びその他若干の事項については国王の権能に含まれている。

憲法第七七条は「下院を通過した法案が上院又は国会の合同会議で承認された場合、国王の裁可 (Royal Assent) を得たい旨の要請を付して、国王に奉呈される」と規定する。これに対して国王は、その法案を裁可するのであれば、これに署名を行ない、また裁可しないのであれば、「差し当たりその法案を裁可するのは適当なものと認めない旨の

宣言を付して、これを下院に返付する(七八条)」のである。但しここで注意を要するのは、この国王の法案裁可拒否についてはこれが絶対的なものではなく、停止的なものであるということである。憲法第七九条は、提出された法案が内容的に見ていいものであり、矛盾するところもなく、国会において可決され、更に慎重審議された後に国会が国家のために利益であるとするものについては、特に国王がその裁可を拒否されることがないよう願う旨の請願書(the petition)を付して奉呈し、なお且つそこで国王の裁可が得られなくともその法案は法律になると規定している。「立法作用の主導権は、国会に存するとなすゆえんである⁽²⁷⁾」と説かれるところである。

国王の司法に対する権能としては、「国王は、判決が下された後に犯罪者を赦免する権能を有する(二〇条一項前段)」と定めるのみであり、一般に君主国の憲法に見られるような「国王の名において」などという文言を見ることができない。また、裁判官の任命についても、「裁判官」そのものの名称は使用されていないが、憲法第二二条で「国王は、政府との審議後、すべての文官・宗務官及び武官を選出し、且つこれを任命する」と規定していることから、その任命権は国王がこれを有するものと考えられる。

なお、ノルウェーの王位継承についてこれを見るならば、憲法において以下のように定められている。先ず、王位継承の順位は、直系且つ男系の嫡出子孫たる男子より男子に至り、近親の系統は遠親の系統に先んじ、更に同親等内においては、長統が幼統に先んずる(六条一項)と定められている。この規定により、ノルウェーの王位継承の基本原則には、世襲主義・直系主義・嫡出主義・男系主義及び長系主義がそれぞれ採用されていることが理解できる。また憲法上、王位継承の原因についてはこれを具体的に明示していないが、途中退位を規定していないこと及び以下の胎児規定などから推測して、王位継承の主たる原因には崩因主義(国王崩御による王位継承)が採られているものと

思われる。

次に、王位継承を有する者の中には、胎児もこれに加え、胎児は、父王の崩御後出生の瞬間、直ちに王位継承の序列における適当な地位を取得する（同条二項）と定められている。憲法規定上、具体的に胎児にまで王位継承権を認めているのは、他に無く、この憲法の一つの特徴であろう。

王位継承権を有する王子がいないときは、国王は、国会にたいしてその継承者を推薦することができ、また国王の推薦に同意しないとき、国会は別人の選定を議決する権利を有する（七条）。厳格な実系主義は採用されていない。

（二）議会制度について

ノルウェーの君主制が国会主義的立憲君主制⁽²⁸⁾と呼ばれるように、この国にとって国会の存在、その機能・役割というものは、三権分立の意味からだけではなく、歴史的にも非常に大きいものがあると思われる。尤も、君主制度そのものを見た場合にも、専制君主制度・制限君主制度・立憲君主制度として議会制君主制度と過去から今日まで様々に変遷してきたことは周知のところであり、その意味でノルウェーの君主制度は、君主制というものが二〇世紀から二一世紀にかけて何のように議会と関わり方を有するのかが、はたまた国民との関わり方は如何があるべきかなど、君主制について一つの在り方を示すものと思われる。

ノルウェーの議会制度について、以下簡単に触れることにする。ノルウェーでは、一八九八年より普通選挙が行なわれ、また一九一三年には早くも婦人の参政権を認めている⁽²⁹⁾。選挙は四年毎に行なわれ（五四条）、また任期中は国会の解散は行なわれない。現在国会議員として選出される議員数は一六五名である（五七条）。このうち一五七名の

国会議員は、各選挙区の代表として選出され、残りの八名はより多数の比例を成し遂げるために選出される（五八条二項³⁰）。選挙の方法は、直接選挙の形式で且つ比例代表制を基礎として行なわれる。全国は県を単位として一九の選挙区に分けられている（五八条）。国民の選挙権については、憲法で定められ、遅くとも選挙が行なわれる年に一八歳に達している男女ノルウェー国民とされ（五〇条一項）、またその被選挙資格については、王国内に一〇年にわたり居住し、且つ有権者の資格を有するものとされている（六一條）。

ノルウェーの国会は、上院と下院の二院からなる（四九條）。一六五名の国会議員中、そのうちの四分の一を指名して上院議員とし、また残り四分の三が下院を構成する（七三條一項）。ここで注意をしなければならぬことは、二院というと二院制又は両院制を直接指すことになるが、ノルウェーの場合にはこれがそのままではまらないのである。即ち、国会議員として選出される場合には、上院議員及び下院議員の区別なく選ばれ、然る後に選出された国会議員の互選により上院議員が指名され上院が構成されるのである。従って、形式上、ノルウェーは一院制を採用する国の範疇に入れられるのである³¹。

但し、憲法規定からも十分に理解できるように、具体的な構成・実質的な審議を見た場合に、これは明らかに二院制の内容をもつものである。即ち、上院及び下院は、それぞれ分かれて集會し、且つそれぞれの議長・書記を有する（七三條二項）。下院は、法律案の先議権を有し（七六條一項）、且つその法律案を可決するとこれを上院に送付する。上院でその法律案が承認されると法律となるが、他方、否決されると評註を付して下院に戻される。下院では再度審議し、廃案又は修正・無修正などの判断をして、再び上院に送付する（同條二項）。再度上院において否決された法案は、国会の合同會議に掛けられ、そこにおいて三分の二の多数で以て最終的に議決される（同條三項）。

国会の専権事項については憲法でこれを規定する（七五条）。法律の制定・廃止、課税、借款、財政管理、歳出の承認、王室関係諸費の決定、政府議事録・報告書の提出要求、締結された国際条約の通知命令、国事に関する国会召喚、俸給・年金の一次的改定・変更、会計検査官の任命、外国人の帰化などである。

憲法改正の決定権は、国会が有する（一一二条）。憲法改正の提議及び審議には、国会議員全員の三分の二の出席が必要であり、且つ改正手続に従って、その三分の二の多数の同意で以て可決することができる。

(三) 人権保障について

憲法の目的と理念の中で既に触れたように、ノルウェー憲法中には、人権保障に関する体系的にまとまった規定が存しない。強いて云うならば、E章「通則」中に若干の規定を見るのみである。以下、簡単にこれを列举してみる。

即ち、公務員になる権利と資格条件（九二条）、法定の手続の保障（九六条前段）、拷問による審理の禁止（九六条後段）、法律の遡及効禁止（九七条）、逮捕の要件（九九条一項前段）、不当逮捕・不法拘禁に対する責任（九九条一項後段）、国民に対する国権行使の要件（九九条二項）、出版の自由とその要件（一〇〇条前段）、表現の自由（一〇〇条後段）、通商・産業の自由に対する種々の特権禁止（一〇一条）、家宅搜索の要件（一〇二条）、動産・不動産の収用に対する国の補償（一〇五条）、土地所有権・土地財産相続権の保障とその要件（一〇七条）、防衛の義務（一〇九条一項）、勤労者のための労働条件の開発とそれに対する国の責任（一一〇条）、などである。⁽³²⁾

憲法上明示されている人権規定は、所謂、自由権・平等権・国務要求権・参政権並びに社会権などというものが体系的に配置されているというのではなく、主として自由権の、中でも特に身体の自由に関する規定が多く含まれて

いるのが伺える。今日の我々の人権規定に対する感覚からするならば、憲法上の人権規定にしては極めて不十分なものと云う批判が出そうであるが、本来の憲法規定ではこの程度の人権しかもともと認めていなかったということであろう。その意味で、この憲法の人権規定は、今日の諸外国における成文憲法では見られないものと云えるであろうし、最も古い形を留めているものと云うことができるであろう。

（四） その他

本来なら、人権保障で述べるところであろうが、ノルウェー憲法は、その第二条第一項において「王国のすべての住民が、自己の宗教について、これを自由に信仰する権利を有する」と定めて、国民の信教の自由を保障している。更に、同条第二項前段では「福音的ルーテル派キリスト教が引き続き国の公教である」とも規定している。この国民の信教の自由及び公教に関連して、ノルウェーの宗教というものについて少し触れておきたい。⁽³³⁾ 憲法上、この第二条にいう宗教と関連するその他の憲法規定は、第四条、第一二条第二項、第一六条、第二一条、第二二条である。

憲法規定からも明らかのように、ノルウェーは、国教（公教）制度を採用する国であり、その国教には福音的ルーテル派キリスト教が明示されている。この宗教を信仰する住民は、同じくこの宗教で自己の児童を教育する義務がある（二条二項後段）。政府閣僚の半数以上のものがこの公教を信仰していなければならないとされ（二二条二項）、また国王に対しても幾つかの完教上の義務と権能が示されている。

さて、憲法制定時の第二条には現行規定と異なり、幾つかの禁止規定が付されていたと云われる。即ち、現行規定のその後「イエズス会及び修道会は許容される可きではない。ユダヤ人は、王国への入国が認められない」という

文言が付されていたのである。制憲議会に参加した人々の考え方の中心は、もともと国教会制度の樹立にあり、国民の信教の自由ということについては二次の問題であったのである。⁽³⁴⁾

しかしながら、その後教会と国家との関係及び宗教の自由ということについて徐々に変化が生じ、特に憲法改正によって前述の禁止規定削除が行なわれてきたのである。即ち、一八五一年七月の改正ではユダヤ人に対する禁止規定が削除され、一八九七年八月の改正では修道会に対する禁止規定が削除されたのである。但し、イエズス会に対してのみその禁止規程が削除されたのは遅く、一九五六年十一月になってようやく行なわれたのである。⁽³⁵⁾

その他、自己の宗教を自由に信仰し、礼拝のための集会を行なう人々の権利が次第に認められてきて、そしてこれが憲法規定中に入れられてきたのである。特に、現行第二条に見る如く、個人の信教の自由についてその保障を明確に規定したのは一九六四年五月の改正においてである。

政府閣僚の過半数の者が公教を信仰するものでなければならぬという規定（一二条二項）に対しては、学説上議論のあるところと云われている。つまり、この規定は公務員に対して強く公教の信仰を求めるものであり、本来の信教の自由からするならば問題があるとされるものである。また、国教会制度を維持することにより、一宗派のみに特権を付与してきたことが指摘されていて、宗教の自由とも関連しつつ、この点については過去何回も議論されてきたといわれる。インゲヴォルグが、「如何なる国教会も無く、且つすべての宗教が完全に等しい地位に立つという将来の制度こそ、多くの支持者を有するものである⁽³⁶⁾」と説明しているところである。

四 憲法の特徴について

(一) 憲法改正

ノルウェー王国憲法の主たる特徴の一つは、既述の如く極めて頻繁に行なわれてきたその改正にあると云うことができる（尤も、憲法改正といっても、一八一四年制定当時の憲法の大枠は決して変えることなく、憲法の各条文のみを必要に応じて自由に改正するという方法を探り続けてきている³⁷）。然もその改正の注目すべき点は、修正又は廃止のためだけではなく、場合によっては一度修正した条文を後の改正で何ら臆することなく修正前の条文に戻していること、更には一度廃止した条文を相当の期間経過後、それを再び復元・改正していること（例えば、一四・九三・一一〇各条）などである。また、憲法中の条文改正と云っても、それは全条文一一二カ条中七七カ条にも及ぶものであり（全条文の約六八・八％）、且つ一条文の改正数を見ても、中には一回から最高一三回にも及ぶものがある（改正条文一カ条当たりの平均改正数は約三回）。今まで特に改正が一度に多く行なわれたのは、一九〇五年の改正においてである。これは、一九〇五年六月七日、ノルウェーがスウェーデンとのそれまでの同君連合を解消し、完全に独立することができたため、それに伴う憲法規定中の広範な改正が当然に必要とされたからである。

なお、ちなみに一八一四年の憲法制定から今日（一九八八年）までの改正条文の各改正年月日、及びその改正回数を一覧表にすれば以下の通りである。

ノルウェー王国憲法条文改正一覧表 (38)

条	改 正 年 月 日	回数
1	1905・11・18/1956・6・7/	2
2	1851・7・21/1897・8・3/1956・11・1/1964・5・4/	4
6	1905・11・18/	1
7	1905・11・18/	1
8	1905・11・18/	1
9	1908・8・19/	1
10	1908・3・14、廃止/	1
11	1905・11・18/1908・8・19/	2
12	1873・6・5/1891・6・30/1905・11・18/1916・4・28/1919・5・24/1975・5・2/	6
13	1873・6・5/1891・6・30/1905・11・18/1911・8・18/	4
14	1873・6・5/1891・6・30、廃止/1976・6・1、復元/	3
15	1873・6・5/1905・11・18、廃止/	2
18	1905・11・18/	1
20	1862・11・29/	1
21	1889・6・28/1891・6・30/1905・9・18/1980・5・26/	4
22	1873・6・5/1905・11・18/1911・8・18/1976・6・1/	4
23	1920・5・21/1976・6・1/	2
25	1905・11・18/1908・3・14/1917・11・9/	3
26	1905・11・18/1917・11・9/1931・4・10/	3
27	1905・11・18/1919・5・24/	2
28	1911・3・24/	1
29	1905・11・18/1922・3・10/	2
30	1911・3・24/	1
31	1873・6・5/1905・11・18/1911・8・15/	3
32	1873・6・5/1891・6・30/1905・11・18/	3
33	1905・9・18/1908・8・12、廃止/	2
36	1908・8・19/	1

ノルウェー王国憲法とその特徴について (吉川)

条	改正年月日	回数
38	1905・11・18、廃止／	1
39	1905・11・18／	1
40	1905・11・18／	1
41	1863・1・10／1905・11・18／	2
42	1905・11・18、廃止／	1
43	1905・11・18／	1
44	1905・11・18／1908・8・19／1910・4・8／	3
46	1905・11・18／	1
47	1905・11・18／1951・6・11／	2
48	1905・11・18／	1
50	1821・6・2／1884・7・4／1898・4・30／1907・7・1／1913・7・7／1920・11・6／1928・5・29／1946・6・13／1967・11・24／1972・5・30／1978・11・23／1980・1・17／	12
51	1889・6・28／1899・12・16／	2
52	1877・6・6／1898・4・30／1902・5・22／1954・10・26、廃止／	4
53	1877・6・6／1887・3・16／1902・5・22／1935・6・25／1954・10・26／1959・4・23／1980・2・13／	7
54	1857・8・13／1869・4・24／1898・6・11／1905・5・25／1907・6・8／1938・4・22／1959・2・10／	7
55	1899・12・16／1905・5・25／	2
56	1972・3・23、廃止／	1
57	1905・5・25／1907・3・13／1917・7・6／1919・12・5／1923・11・23／1952・11・26／1972・5・30／1984・7・27／1987～88／	9
58	1859・11・26／1866・5・26／1878・6・6／1884・7・1／1902・11・22／1905・5・25／1917・7・6／1919・12・5／1923・11・23／1952・11・26／1972・5・30／1984・7・27／1987～88／	13
59	1842・5・9／1905・5・25／1907・4・12／1917・7・13／1919・12・5／1923・11・23／1972・5・30／1987～88／	8
60	1896・6・20／1905・5・25／1929・3・23／	3
61	1905・5・25／1913・7・7／1948・2・6／1952・11・26／1967・11・24／	5
62	1913・7・1／1928・5・29／1976・6・1／	3
63	1869・4・24／1884・7・1／1905・5・25／1919・12・5／1938・7・15／1952・11・26／1984・7・27／	7

ノルウェー王国憲法とその特徴について（吉川）

条	改正年月日	回数
64	1905・5・25/	1
65	1910・4・8/1919・12・5/1923・10・26/1986・6・13/	4
68	1857・8・13/1869・4・24/1898・6・11/1907・6・8/1959・2・10/	5
69	1869・4・24/1916・4・28/	2
71	1869・4・24/1938・4・22/	2
72	1869・4・24/	1
73	1869・4・24/1926・4・30/1931・6・5/	3
74	1869・4・24/1884・7・1/1905・11・18/	3
75	1857・8・13/1869・4・24/1880・6・22/1891・6・30/1898・6・11/1905・11・18/1907・6・8/1911・3・24/1916・4・28/1917・12・14/1959・2・10/1967・2・9/	12
77	1891・6・30/1891・7・6/1905・11・18/1913・7・7/	4
78	1869・4・24/1913・7・7/	2
79	1869・4・24/1913・7・7/1938・4・22/	3
80	1869・4・24/1908・3・12/1913・7・7/	3
81	1908・6・27/	1
82	1913・7・7、廃止/	1
86	1908・8・19/1911・2・25/1932・1・29/	3
87	1932・1・29/	1
88	1862・11・29/1911・2・25/1938・6・24/	3
89	1913・7・7/1920・12・17、廃止/	2
90	1914・3・6/	1
92	1878・6・15/1892・6・4/1901・3・19/1919・5・24/1952・6・10/	5
93	1905・11・18、廃止/1962・3・8、復元/	2
109	1907・4・12/	1
110	1911・8・15/1925・6・12、廃止/1954・11・16、復元/1980・5・5/1987~88/	5
111	1905・11・21/	1
112	1869・4・24/1905・10・9/1907・7・16/1913・7・7/1946・7・5/	5

（二）憲法改正の要因

では一体何故このような憲法改正が可能なのであろうか。ノルウェーでは、憲法の種類が一般の憲法と異なるのであろうか。

憲法学上、一般に憲法を憲法改正手続の難易という観点からみて、硬性憲法と軟性憲法とに区別することができる。そこで硬性憲法とは、その改正手続が通常法律改正手続よりも嚴重である憲法のことを云うのである。他方、軟性憲法とは、その改正手続が通常法律の改正手続と同一である憲法のことを云うのである。これら二つの憲法上の違いを参考にして、ノルウェー王国憲法を見るならば、その憲法改正規定一一二条及び一部改正関連規定第七三条第二項後段、第九三条第一項後段から判断して、明らかにノルウェー王国憲法は、所謂、硬性憲法であると云うことができる。

そこで硬性憲法というと、「改正手続が嚴重であることから、より慎重な審議を求めることができ、また、国家の根本法たる憲法の安定性を求め易いところにある。しかし、その反対に、改正しにくいことにより、法制度の進歩が妨げられ、現実の社会生活とは遊離した憲法が存続するという欠陥もある⁽³⁹⁾」と一般に説明され易いが、少なくともノルウェー王国憲法に対しては、この硬性憲法の説明では把握することが出来ないというべきであらう。即ち、ノルウェー王国憲法は、硬性憲法といえども、その改正頻度は極めて高く、現実の社会生活の変化に応じて、又はその必要性に応じて絶えず改正されてきているからである。

ところで、我が国の現行日本国憲法は、ノルウェー王国憲法と同じく硬性憲法である。然も、日本国憲法は、これ

と対象的に制定後一度も改正されることがないのである。但し、その改正の必要性を説く意見は、その意図するところはともかくとして、憲法制定直後から数多く出されてきているのである。また、そのための改憲試案も実際に幾つか示されているところである。⁽⁴⁰⁾ 然るに一度も改正されていないのである。

ノルウェーは、制定当時の憲法の本体を残しつつ、過去平均すれば二、三年に一度の割合で、条文改正ではあるが実際に改正を行なってきたのである。ノルウェーが所謂実質的な意味での「憲法改正」の歴史を有する国であるとするならば、日本は、何れにせよその思わせ振りの議論だけに終始してきた「憲法改正」の歴史を有する国であるということが出来る。

さて、現実の憲法改正状況の相違要因を考える場合、日本とノルウェー、一体何処がどう違うのであろうか。共に共和制を採用せず、国土面積、一人当たりの国民所得も相当に近いものと云うことが出来る。但し、極端に異なる点は、両国の人口であり歴史である。ノルウェーの人口は、一九八六年一二月で約四一七万人であり、日本の総人口の約三十分の一である。⁽⁴¹⁾

このように人口が少ないということは、当然に国民を代表する国会議員の定数も少ないということである。憲法第五七条は、国会議員の定数を一六五人（一九八七―一九八八年改正）と規定している。国会議員の定数が少ないということは、先ず第一に国会内での審議・意見の統一及び議決を図り易いということであり、国民の意見が国政に直に反映され易いということである。即ち、現行上の法律及び憲法などに疑義が生じ、且つその不備が指摘された場合には、直に改正などの処置が採られるものと思われる。小さな議会は、小さな政府とともに、今や如何なる国家においても考えられなければならない重要な事柄である。⁽⁴²⁾

第二にノルウェーの憲法改正の要因として、その憲法内容を挙げる事ができる。特に条文改正の頻度の高いものは、第五〇条以下である。これらを具体的に見るならば、選挙権について（五〇条）、選挙資格について（五三条）、選挙を行なう期間について（五四条）、国会議員定数について（五七条）、選挙の単位（五八条）、選挙方法について（五九条）、被選挙権について（六一条）、当選人の確認について（六三条）、国会議員の旅費及び報酬について（六五条）、国会の召集期（六八条）、国会の専権事項（七五条）、国民の要件（九二条）、土地の収用（一〇五条）などである。

これらの規定は、我が国の法制度からするならば、すべて公職選挙法・国会法・国籍法及び土地収用法に該当するものである。⁽⁴³⁾ 然も特に、選挙関連規定は、人口の増減、選挙方法の改定などで大きく影響を受け易いものである。従って、このような手続的な規定が憲法内容として多く含まれていると、憲法改正が必然的に起らざるをえないということになる。本来ならば、内容からみて、憲法で規定するよりも更に下位の法律で規定したほうがいいものを、敢えて憲法で規定したために、憲法改正の要因になると思われるのである。ノルウェー憲法の改正要因の第二は、本来憲法規定としなくていいもの、あるいは憲法よりも下位の法律などで十分に対応できるものが、憲法規定として多数これに含まれているということを挙げることができる。

第三の憲法改正の要因としては、憲法をも含めて法に対するノルウェー国民の意識というものを挙げる事ができると思われる。ノルウェーは、一八一四年の憲法制定から一九〇五年の完全独立に至る迄のほぼ一〇〇年の間、独自の意思でこれを改正するという事に対して、多くの困難を経験してきている。更にまた、法は社会生活において実際に活用されるべきものという当然の原理原則が成り立つヨーロッパ諸国にあっては、ノルウェーも勿論、憲法といえどこれが現実の事実と遊離し、もはや解釈のみでは到底これに対応しきれない場合、現実に改正という手段を採つ

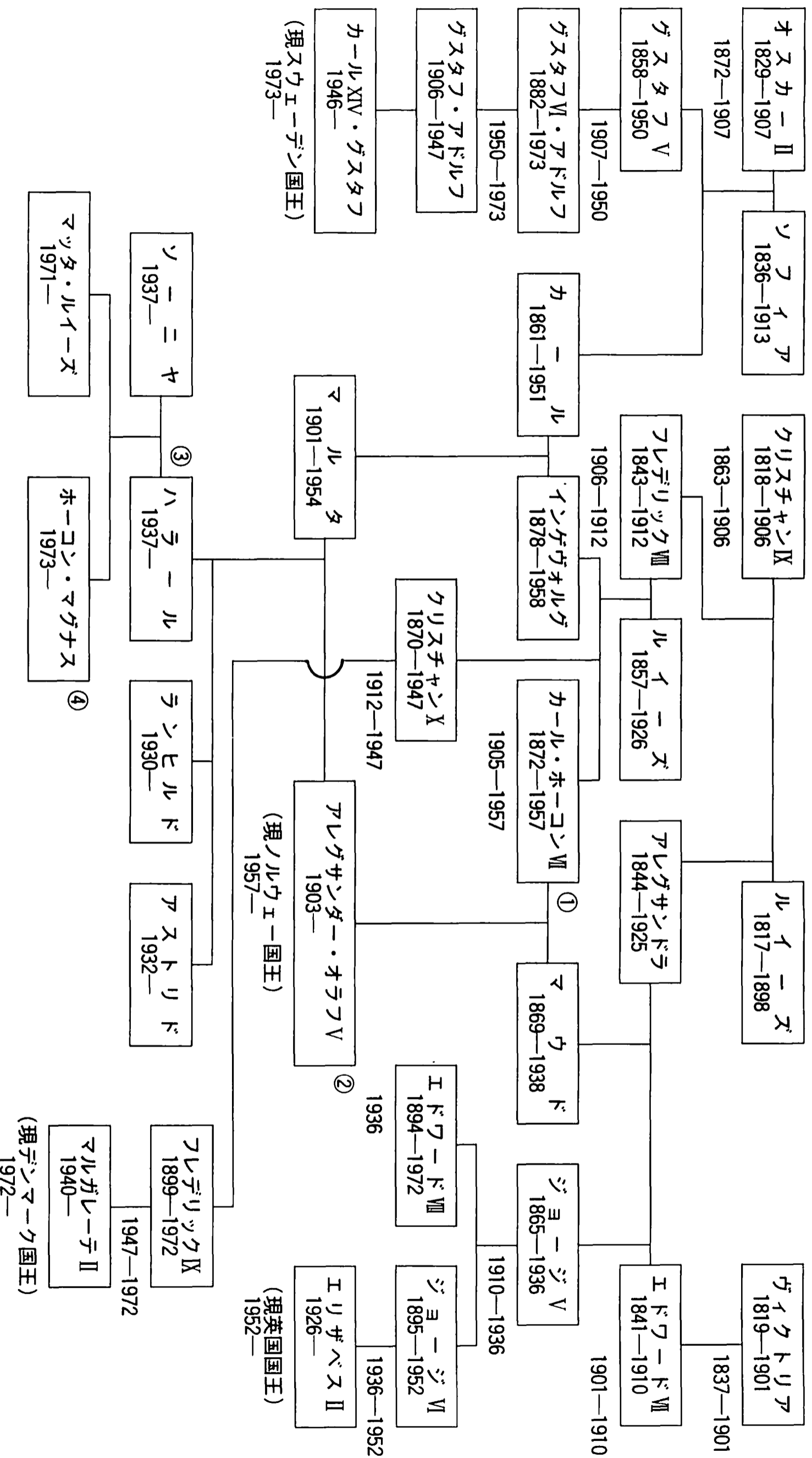
てきたことは当然のことである。このことは、法はあくまでも我々人間社会の手段であり目的ではないという基本原則からしても十分理解できることであり、これは何もノルウェーに限ったことではないのである。ただこの法に対する一般的常識について、ノルウェーでは特に歴史的経験からも深く学ばれているのではないかと考えるものである。憲法改正ということに対して、イデオロギー的な要素を出来る限り排除しつつ、現実の国家・社会問題に対応しているというノルウェー人の国民性が大きな要因になっているもの⁽⁴⁴⁾と考える。(平成元年一月一〇日脱稿)

註

- (1) 榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』昭四四年・一八八頁参照。
- (2) ノルウェーの歴史については、主としてT. K. Derry. A History of Scandinavia—Norway, Sweden, Denmark, Finland and Iceland, 1979, 角田文衛編『世界各国史・北欧史』昭六二年第七版などを参照した。
- (3) 一口に同君連合と云っても、その概念としては幾つかのものが考えられる。即ち、外面的には同じ国王が一人で幾つかの国の国王になるといふわけであるが、その原因が征服による場合と、他国より乞われてなる場合とでは大きく異なるであろう。また、ただ形式的に他国の国王になる場合と実質的に本国におけるのと同じレベルでその国の国王になる場合とでも異なるであろう。前者の場合、国王受け入れ国は、国王の本国の影響を受けることは凡そないと思われるが、後者では本国が何らかの事由により諸外国に対して責めを負う事態が生じた場合、その影響は同じ国王を戴く国家にも波及するものと思われる。
- (4) Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz ed., Constitutions of the Countries of the World, Norway by Gisbert H. Flanz, 1976, pp.3—7.
- (5) 角田文衛編・前掲書・一一六—一一七頁参照。
- (6) 下津清太郎『君主制』昭四三年・四八二—四八四頁参照。
- (7) The Royal Norwegian Ministry of Foreign Affairs., H M King Olav V of Norway, UDA 001 ENG 10/87 3 000, p. 1.
- (8) ノルウェー王室は、他のヨーロッパ各王室（特にデンマーク王室・スウェーデン王室そして英国王室）と深い姻戚関係を有する。これを表にすると以下の通りである。

ノルウェー王国憲法とその特徴について（吉川）

ノルウェー王室とヨーロッパ各王室とのつながり



※枠内の数字は生・没年

※枠外の数字は在位期間

※①～④の数字はノルウェー王国の王位継承順位

この表を作成するために、Pat Bjaaland, King Olav V—85 Years Old, A Capsule Biography, The Norseman, September 1988, p. 4. 中の表と、ノルウェー王国外務省発行の「ノルウェー資料シリーズIIノルウェーの王室(資料第五号)」、更には、角田文衛編・前掲書所収「北欧諸国主要王朝・王家系図」などをそれぞれ参照した。

- (9) Pat Bjaaland, A Capsule Biography—King Olav V 85 Years Old, The Norseman, September 1988, p. 4.
- (10) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg, "The Constitution of Norway—A Commentary", translated by Ronald Walford, 1987, p. 11.
- (11) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg, *ibid.*, p. 11.
- (12) 榎原猛・前掲書・一七六—一七七頁参照。この点について佐藤功教授は、ノルウェーが共和制を採用しているかのような表現をされている。佐藤功『君主制の研究』昭三二年二七七頁参照。
- (13) 教授がノルウェーを正統的意味における君主国と見られる理由とは、①ノルウェー憲法がその第一条において「ノルウェーの政治形態は制限世襲君主制である」と宣言していること。②この憲法がフランス一七九一憲法およびスペイン一八一二年憲法を参考にしたといわれながら右の諸憲法にみられるごとき国民主権の宣言を欠いていること。③フランス一七九一年憲法が、国民の代表者として立法部を先にかかげ、同じく国民の代表者である国王の規定をそのあとにしているのに、これを参照したはずのノルウェー憲法が、国会ではなく、国王の規定をさきに行っていること。④及び一九〇五年のスウェーデンからの独立時において、種々の国家形態が主張されたにもかかわらず、結果的には「国際関係等も考慮して、君主主義者が圧倒的に勝を制し、憲法制定となった歴史的事情」があることなどである。榎原猛・前掲書・一七七—一七八頁参照。
- (14) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg, *ibid.*, pp. 63—66. 佐藤功・前掲書・二七七—二七八頁参照。
- (15) 榎原猛・前掲書・一八一頁参照。
- (16) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg, *ibid.*, p. 11. 佐藤功・前掲書・二七九—二八一頁参照。
- (17) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg, *ibid.*, pp. 11—12.
- (18) Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz ed., *ibid.*, p. 4.
- (19) 榎原猛・前掲書・一七四頁参照。
- (20) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg, *ibid.*, p. 12.

ノルウェー王国憲法との特徴について(吉川)

- (21) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg, *ibid.*, p. 15.
- (22) Pat Bjaaland, *ibid.*, p. 3.
- (23) Pat Bjaaland, *ibid.*, pp. 3-4.
- (24) 国王の行なうすべての決定に対して、内閣総理大臣又は関係閣僚の副署を求めることにより、国王の行為に立憲的保障を与えることになる。Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg, *ibid.*, p. 53.
- (25) 佐藤功・前掲書・二七八頁、榎原猛・前掲書・一七九頁各参照。
- (26) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg, *ibid.*, p. 54.
- (27) 榎原猛・前掲書・一八二頁参照。
- (28) 国会主義的立憲君主制とは、憲法典上はなお君主の直接政体を採用するも、その根底には議院内閣制を憲法習律ではあるが維持・確立しているものを云う。即ち、君主君臨すれども、その下の内閣は政治的に君主にたいして責任を負わず、国会にたいしてのみ責任を負うというものである。君主は、一応名目的には主権者として国権の源泉者ではあるが、これはあくまでも形式的なものであり、実質的には国民の意思、即ち国会の信任を最大限に評価するものである。行政権を担う国王並びにその下にある内閣といえども、国会の信任がその存立の前提にあることを云うものである。榎原猛・前掲書・五〇―五二頁参照。
- (29) Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz ed., *ibid.*, p. 10.
- (30) 国会議員の定数については、近年だけを見ても、一五〇名（一九五二年より）、一五五名（一九七二年）、一五七名（一九八四年）、一六五名（一九八七―八八年）というように、徐々に増加しつつあることが伺える。
- (31) 日本国際問題研究所『ノルウェー王国』世界各国便覧叢書四二・昭五一年・一三―一四頁参照。
- (32) 憲法上、国民の義務として明示されているものとしては、国教制度に関連して、親の信仰する宗教と同じ宗教で自己の子供を教育する義務を命じているもの（二条二項後段）、及び防衛の義務（一〇九条一項）の二つのみである。
- (33) ノルウェーは、キリスト教国であり国教会制度（一五三七年以来）を採用するが、その国内には多くの教団教派が存在する。国教会であるノルウェー教会（プロテスタント）の会員は総人口の九六%を占め、宗教への関心は極めて高いといわれる。これは会員の九六%が子供に国教会で洗礼を受けさせること、子供の八〇%が信仰告白式を受けること、八五%が教会で結

婚式を挙げ、九五%が教会で葬式を行なうことなどからも伺うことができる。しかしながら、ノルウェーでは、伝統的に日曜ごとの礼拝出席は行なわれてこなかったといわれる。それは家から教会までの距離が遠く、また雪に降り込められる農村地帯が多かったからであると説明されている。

教区としては一〇教区あり、更にこれが地方教区九一、小教区五九四、各個教会区一〇七八に区分されていると云われる。全部で一三〇〇の教会や礼拝堂をもち、一〇〇〇人の牧師がいると云われる。教会組織・財政などに関連する多くの法律が制定されている。中村義治『世界キリスト教百科辞典』昭六一年・六四五―六四九頁参照。

(34) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg. *ibid.*, pp. 17-18, p. 35.

(35) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg. *ibid.*, p. 18.

(36) Mads T. Andenæs and Ingeborg Wilberg. *ibid.*, p. 18.

(37) 宮田豊「ノルウェーの憲法」大石義雄編『世界各国の憲法典』昭四〇年所収、五八二頁参照。

(38) 上の一覧表を作成するに当たり、主として Kongeriket Norges Grundlov, given i Rigsforsamlingen paa Eidsvold den 17de Mai 1814, saledes som den er lydende ifølge siden foretagne A ndringer, senest Grundlovsbestemmelse af 5 mai 1980. 及び '同じもの of 24 november 1967. 発行のものを使用した。また' Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz ed., *Constitutions of the Countries of the World, Norway* by Gisbert H. Flanz, 1976, pp. 1-30. も参考にした。

なお、一九八〇年代（一九八〇―八八年）の改正については、在日ノルウェー大使館に御依頼申し上げ、本国政府に御照会をお願いした。但し、御返事戴いたテレックスの中で、一九八七―八八年の改正分についてのみ、詳しい月日が記載されていないかったこと、従ってこの分についてのみ「一九八七―八八」とのみ記入したことを附記しておく。

(39) 小森・佐伯・吉川・富永『法学・憲法概論』昭六〇年・一一九頁参照。

(40) 主要な改憲試案（一三試案）一覧について、その提案者・発表年月日・収録文献など、整理して報告しているものに、小森義峯「大日本国憲法草案（改憲試案）」産大法学第一五巻第二号（付録三）一三三二頁、がある。

(41) 二宮書店『世界各国要覧』一九八七年版など参照。

(42) 議会が小さく、その国会議員が少ないということから安易に意見がまとまるという批判が出そうであるが、今日の我が国の国会状況並びに第二院たる参議院の機能・存在などを考えた場合、やはり問題があると思われる。党利党略からの意見なノルウェー王国憲法とその特徴について（吉川）

どを排除していくためには、質の高い見識のある国会議員が必要とされる。

(43) 国がらの違いもあるが、特に現行ノルウェー憲法では公職選挙法に関する規定が多く、ためにその改正も頻繁に行なわれているといえる。最近の改正でもこの点については何ら配慮されることはなく、益々これらに関する規定が増える傾向にある。

その他、議院規則・皇室典範などに該当する規定も多数含まれている。

(44) 日本国際問題研究所『ノルウェー王国』世界各国便覧叢書四二及び五頁各参照。

ノルウェー王国憲法 (The Constitution of the Kingdom of Norway, Norges Riges Grundlov)

一八一四年五月一七日、エイズヴォル (Eidsvold) の制憲議会で制定された憲法

A 章 政治形態及び宗教 (Form of government and religion, Om Statsformen og Religionen.)

第一条 ノルウェー王国 (The Kingdom of Norway, Kongeriket Norge) は、自由・独立・不可分且つ不可譲の王国である。その政治形態は、制限世襲君主制 (a limited and hereditary monarchy) である。

第二条 王国のすべての住民が、自己の宗教について、これを自由に信仰する権利を有する。

福音的ルーテル派キリスト教 (The Evangelical-Lutheran religion, evangelisk-lutherske Religion) が引き続き国の公教 (offentlige Religion) である。この宗教を信仰する住民は、同じくこの宗教でその児童を教育する義務を有する。

B 章 行政権、国王及び王室 (The Executive Power, the King and the Royal Family, Om den udsvende Magt, Kongen og den kongelige Familie.)

ノルウェー王国憲法とその特徴について (吉川)

第三条 行政権は、国王に属する。

第四条 国王は、常に福音的ルーテル派キリスト教を信仰し、且つこの宗教を維持及び保護する。

第五条 国王の身体は、神聖であり、国王は処罰されることも訴追されることもない。その責任は、国王の政府 (his Council) がこれを負う。

第六条 王位継承の順位は、直系且つ男系の嫡出子孫たる男子より男子に至るものとし、且つ近親の系統は遠親の系統に先んじ、また同親等内においては、長統が幼統に先んじる。

王位継承権を有する者の中には、胎児もまたこれに加え、胎児は、父王の崩御後出生の瞬間、直ちに王位継承の序列における適当な地位を取得する。

ノルウェー国の王位継承権を有する王子が出生したときは、その名及び出生の日時がその後に関われる最初の国会 (Storting, Storting) に報告され、且つその議事録に記載される。

第七条 王位継承権を有する王子がいなるときは、国王は、国

会に対してその継承者を推薦することができ、また国王の推薦に同意しないとき、国会は選定を議決する権利を有する。

第八条 国王の成年は、法律でこれを定める。

国王が法律の定める成年に達したときは、国王は、その成年に達したことを公に直ちに宣言する。

第九条 国王は、成年に達して即位すると直ちに、国会の面前において次の宣誓を行なう。「予は、国の憲法及び法律に従つて、ノルウェー王国を統治することを誓約する。それ故に、全能にして全智なる神よ、予を助け給え。」

その際、国会が開会中でないときは、右の宣誓は、これを文書にして政府に渡され、且つ次の最初の国会において、国王は厳粛にこれを繰返すものである。

第一〇条（廃止）

第一条 国王は、王国内に居住し、且つ国会の同意なく一時に六ヶ月以上王国外に滞在することはできない。これに反するときは、国王は、親ら王位に対する権利を喪失する。

国王は、国会の同意なく他国の王位又は統治を引き受けることはできない。また、この場合の国会の同意には、三分の二の多数の投票を必要とする。

第十二条 国王は、親ら投票権を有するノルウェー国民の政府を選任する。政府は、一人の内閣総理大臣及び少なくともその他七人の閣僚でこれを組織する。

政府閣僚の半数以上は、国の公教を信仰していなければならぬ。

らない。

国王は、親ら適当と認めるところに従つて、政府閣僚に職掌を配分する。非常事態に際しては、政府の正規の閣僚以外にも、国王は、国会議員以外であるならば、その他のノルウェー国民を召致して、政府に地位を占めさせることができる。

夫妻、親子又は兄弟姉妹は、同時に政府に地位を占めることはできない。

第十三条 国王は、王国内の旅行中、政府に対して、王国の施政を委任することができる。政府は、国王の名において、且つ国王に代わつて統治を行なう。政府は、本憲法の規定及び国王の発する特別の命令を厳格に遵守する。

閣議事項 (the matters of business) は、投票でこれを処理する。投票において、可否同数の場合には内閣総理大臣が、または内閣総理大臣不在の場合には、出席の最高位にある (the highest-ranking) 政府閣僚が二票を有する。

政府は、右の如く決議した閣議事項について、国王に対しその報告書を捧呈する。

第十四条 国王は、政府閣僚を補佐するため、各政務次官 (State Secretaries, Statssekretærer) を任命する。但し、その職務は政府外のものとする。各政務次官は、政府閣僚に代わつて活動し、且つ閣僚が限定した範囲内でこれを行なうものとする。

第一五条 (廃止)

第一六条 国王は、すべての公教会及び教会礼拝式並びに宗教的事項に関するすべての集会及び会合に対して命令を発すると共に、宗教にたずさわる公の教師がそのために定められた規則に従うことを確実にする。

第一七条 国王は、通商・関税・すべての経済的部門及び警察に関する法令 (ordinances) を発し且つ廃止する。但し、これらの法令は、憲法又は (本憲法第七七条・第七八条及び第七九条に規定したところに従つて) 国会が制定した法律に抵触してはならない。それらの法令は、次の国会まで暫定的に有効である。

第一八条 国王は、一般に国会が課した租税及び関税の徴収を命じる。

第一九条 国王は、国の財産及び国の特典 (prerogatives) が、国会が定めた方法により、且つ一般社会の最大の利益になるように、利用され管理されるよう監督する。

第二〇条 国王は、判決が下された後に、犯罪者を赦免する権能を有する。犯罪者は、国王の恩赦を受けるか又は科せられた刑罰に服するか、選択することができる。

下院 (the Odelsting) が弾劾裁判所 (the Court of Impeachment) に告訴した場合には、死刑の免除以外の如何なる赦免をも与えることができない。

第二一条 国王は、政府との審議後、すべての文官・宗務官及ノルウェー王国憲法とその特徴について (吉川)

び武官を選出し、且つこれを任命する。任命が行なわれる前に、これらの官吏は憲法及び国王に対して厳肅に従順且つ忠誠を宣誓するか、又は法律により宣誓が免除される場合には、これを確約しなければならない。但し、ノルウェー国民ではない官吏 (senior officials) は、法律によりこの義務が免除される。王族は、文官になることができない。

第二二条 内閣総理大臣及び政府のその他の閣僚並びに政務次官は、事前の判決なしで、問題となつていふことに対する政府の意見を聴いた後、国王により罷免される。政務又は外交若しくは領事の勤務に従事する官吏、最高位の文官及び宗務官、連隊及びその他の軍の長官、要塞司令官、艦隊司令官に對しても、同一に適用される。かくして罷免された官吏に對して、恩給を支給すべきか否かについては、次の国会でこれを決定する。その期間中、右の官吏は、それまでの俸給の三分の二を受ける。

その他の官吏は、国王がこれを休職にのみすることができ、且つその場合には、直ちにその者は裁判所に訴追される。但し、裁判所の判決が出されるまでは、その者は罷免されることなく、またその者の意思に反して他に転任されることもない。

すべての官吏は、法律の定める停年に達したときは、事前の判決なしで、その職務を免ぜられる。

第二三条 国王は、何人に対しても、その優れた功勞に対する

褒賞として、任意に勲章を授与することができるが、それは公示されなければならない。但し、国王は、各官職に伴うものの外は、何らの位階又は称号をも授与することはできない。勲章は、国民に共通な義務及び負担を何人に対しても免ずるものではなく、また国の官職に就く何らの優先的な権利を伴うものでもない。円満退職する官吏は、その者の有していた官職の称号及び階級を保有する。但し、これは、政府閣僚又は政務次官に対しては適用されない。

人的又は混成的世襲特権は、将来、何人に対してもこれを授与することはできない。

第二四条 国王は、任意に王室の吏員及び宮廷の職員を選任し、且つ罷免する。

第二五条 国王は、王国の陸海軍の最高司令官 (Commander-in-Chief, høieste Befaling) である。国会の承認がなければ、これらの陸海軍は、その増減を行なうことができない。陸海軍は、外国の役務に転じることはできないし、また外国の軍隊は、敵の攻撃に対する援軍を除き、国会の同意なしに王国内に入ることはできない。

民兵 (the territorial army) 及びその他正規の軍隊に編入することのできない軍隊は、国会の同意がなければ、王国の国境を越えて、これを使用することはできない。

第二六条 国王は、軍隊を召集し、王国の防衛のために戦争を始め、和を講じ、条約を締結しまた廃棄し、外交使節を派遣

し且つ接受する権利を有する。

特に重要な事項についての条約、及びすべてそれを施行するため、憲法に従い、新たな法律又は国会の議決を要する条約は、国会がそれに対して同意を与えるまでは、その効力を有しない。

第二七条 政府の全閣僚は、適法な事由により欠席する場合を除き、閣議に出席するものとし、且つ閣僚の半数以上が出席しない場合には、如何なる決定をも行なうことができない。国の公教を信仰しない政府閣僚は、国教に関する事項の審議に与ることができない。

第二八条 官吏職への任命及びその他重要な事項に関する報告は、所管の閣僚がこれを政府に対して行ない、且つその事項は、政府で行なわれた決定に従って、右の閣僚がこれを執行する。但し、厳密に軍隊の指揮に関する事項で、国王の定める範囲に属するものは、政府においてこれを処理することができる。

第二九条 政府閣僚が、適法な事由により閣議に出席することができず、またその所管に属する事項を提出することができない場合、これらの事項は、国王がこの目的のために一時的に代理させる他の閣僚からこれを提出することができる。

定数の半数未満の閣僚が、適法の事由により、閣議に出席できない場合、必要数に達するまで、その他の男子又は女子が一時的に閣議に列席するよう任命される。

第三〇条 政府の議事のすべてが、その議事録に記入される。

政府が秘密を保持すべしと決定した外交上の事項は、特別の議事録に記入される。右の事項は、政府が秘密を保持すべしと決定した軍事上の指揮に関する事項についても、同じくこれを適用する。

閣議に席を有する者は、何人も自己の意見を忌憚なく表明する義務を有し、また国王は、右の意見を聴く義務を有する。但し、国王が自己の判断に従って決定を行なうことは、国王自身のことである。

如何なる政府閣僚も、国王の決定が王国の政治形態又は法律と抵触するか、若しくは明らかに王国にとり不利益であるという意見を有する場合、それに対して強硬に抗議し、且つ自己の意見を議事録に記入することがその義務である。右の抗議をしなかつた閣僚は、国王に同意したものと看做され、且つ後に定める方法でその責を負うべきものとされ、更に下院は、これを弾劾裁判所に告訴することができる。

第三一条 国王の行なうすべての決定は、それが有効となるためには、副署されなければならない。軍事上の指揮にかかわる決定は、報告を行なう者がこれに副署し、その他の決定には内閣総理大臣がこれに副署し、また内閣総理大臣が出席しなかつた場合には、出席した最高位の閣僚がこれに副署する。

第三二条 国王の不在中、政府の行なつた決議は、国王の名においてこれを作成し、且つ政府がこれに署名する。

ノルウェー王国憲法とその特徴について (吉川)

第三三条 (廃止)

第三四条 最も近親の王位継承者は、その者が現に君臨する国王の男子であるならば、皇太子 (Crown Prince, Kronprins) の称号を有する。王位継承権を有するその他の者は、王子と、更に王室の女子は、王女と呼ばれる。

第三五条 王位継承者が一八歳に達すると、直ちにその者は政府に席を占める資格を有する。但し、投票権若しくは責任は、これを有するものではない。

第三六条 王室の王子は、国王の同意がなければ、婚姻を行なうことができない。また国王及び国会の同意がなければ、その他如何なる国の王位又は統治を受諾することもできない。国会の同意を得るためには、投票の三分の二が必要である。

右の規定に違反する行為があるときは、その者及びその者の子孫は、ノルウェー国の王位に対する自己の権利を喪失する。

第三七条 王子及び王女は、国王又は国王がこれらの者を審判せしめるために任命した者に対する外は、一身上の責を問われない。

第三八条 (廃止)

第三九条 国王崩御の際、王位継承者がなお未成年であるときは、政府は、直ちに国会を召集する。

第四〇条 国会が召集され、更に国王未成年中の統治に関する規定が設けられる迄、政府は、憲法に従って、王国の政務を

とる責任を有する。

第四一条 国王が戦場における指揮以外の理由で王国に不在の場合、又は国王が重患により政務を執ることができない場合には、王位継承権を有する次代の王子が一時的に王権の執行者として、政務を行なう。但し、この場合、国王の成年と定められた年齢に達していることを要する。もしそうでないならば、政府が王国の政務を行なう。

第四二条 （廃止）

第四三条 国王未成年中、国王に代わって政務を行なう摂政 (trustees) の選定は、国会がこれを行なう。

第四四条 第四一条に述べる場合において、政務を執る王子は、国会に対して、文書で次の如き宣誓を行なう。「予は、憲法及び法律に従って、政務を執ることを誓約する。それ故に、全能にして全智なる神よ、予を助け給え。」

その際、国会が会期中でないときは、右の宣誓は、政府に交付され、且つ後日、次期国会に送達される。

一度宣誓を行なった王子は、後日、再びその宣誓を繰り返すことはない。

第四五条 右の政務を執ることが終了すれば、摂政は政務に関する報告を、国王及び国会に対して直ちに提出する。

第四六条 第三九条に従い直ちに国会を召集することを当該者が怠った場合、四週間が経過した後、すぐさま右の召集を手配することが最高裁判所 (the Supreme Court) の無条件の

義務である。

第四七条 未成年の国王について、その教育の監督は、もし父王がそのための文書による指示を遺していないときは、国会がこれを定める。

第四八条 王室の男系が絶えて、且つ如何なる王位継承者も指名されない場合、新国王は国会がこれを選定する。その間、行政権は、第四〇条に従って行使される。

C章 公民権及び立法権 (Rights of citizens and the Legislative Power, Om Borgerret og den lovgivende Magt)

第四九条 国民は、国会を通じて立法権を行使し、且つ国会は、上院 (Lagting) と下院 (Odelsting) の二部から成る。

第五〇条 選挙権を有する者は、遅くとも選挙が行なわれる年に、一八歳に達している男女ノルウェー国民である。

但し、選挙日に王国外に居住し、右の要件を満たすノルウェー国民が選挙権を有する範囲は、法律がこれを決定する。

選挙日に、明らかに重大なる精神薄弱状態にあるか又は意識が低下した状態にある者についての規則は、選挙投票人の権利その他資格に関する法律でこれを定める。

第五一条 選挙人名簿及び選挙権者の選挙人名簿への登録についての規則は、法律でこれを定める。

第五二条 （廃止）

第五三条 選挙権は、次に掲げる者の場合は、これを喪失する。

a 法律で定める規定に従い、刑事犯罪で宣告された者。

b 政府の同意なくして、外国の事務に従事した者。

c (廃止)

d 投票を買い、自己の投票を売り、若しくは二箇所以上の投票場で投票を行なうというような、明らかに有罪となる行為をした者。

e (廃止)

第五四条 投票は、四年毎にこれを行なう。投票は、九月の末日までに終了するものとする。

第五五条 投票は、法律の定める方法でこれを行なう。選挙権に関する争議は、選挙管理人がこれを解決し、且つその決定については、国会に提訴することができる。

第五六条 (廃止)

第五七条 国会議員として選挙されるべき議員数は、これを一六五人とする。(註・一九八七―八八年改正・それまでの一

五五人から一六五人へと、全議員定数を一〇人増加した)

第五八条 各県は、一つの選挙区を構成する。

一五七人の国会議員は、各選挙区の代表として選出され、残り八人の国会議員は、より多数の比例 (proportionality, Utdjævningsrepresentanter) を成し遂げるために選出される。(一九八七―八八年改正・追加)

国会議員は、次の如く、王国の選挙区中に配分される。即

ノルウェー王国憲法とその特徴について (吉川)

ち、オストフォルド県 (Ostfold) は八人、オスロは一五人、アカーシユス県は一二二人、ヘドマルク県は八人、オプランド県は七人、ブスケルド県は七人、ヴェストフォルド県は七人、テレマルク県は六人、アウストリアグデル県は四人、ヴェストリアグデル県は五人、ロガランド県は一〇人、ホルダランド県は一五人、ソーンオグフジョルダーネ県は五人、モールオグロムスダール県は一〇人、ソールトロンデラーグ県は一〇人、ノルドトロンデラーグ県は六人、ノルトランド県は一二二人、トロムス県は六人及びフィンマルク県は四人を選出する。(一九八七―八八年改正・アカーシユス県 [Akershus Fylke] が、これまでの一〇人から一二二人へと、二人増加した)

第五九条 各地方自治体は、各別の選挙区を構成する。

投票は、各選挙区毎に各別に行なわれる。投票に際しては、投票は、直接選挙の形式で、すべての選挙区を代表するよう

に、国会議員並びにその補欠のために、これを行なう。

各選挙区の国会議員選出は、比例代表制を基礎とし、且つその議席は、以下の規則に従って、各政党間でこれを配分する。(一九八七―八八年改正・追加)

個々の選挙区内で各政党に投じられた投票総数は、一・四、三、五、七という数で割られ、そして、その獲得投票数は、当の政党が得たいとする全県選出の議席数に順次割られていく。右に従って、最大の商を得た政党が第一議席を配分され、

また第二議席は次に最大の商をとった政党に分けられ、このようにしてすべての議席が配分される。幾つかの政党が同じ商を有する場合には、どの政党に議席が配分されるかを決めるために抽籤が行なわれる。名簿協力は、これを禁じる。（一九八七〇八年改正・追加）

全県選出議席は、各政党間でも最も可能性の高い比例を達成するために、全国の個々の政党が獲得した全得票数の關係に基づいて、この配分に加わっている政党間で配分される。個々の政党が国会で保持すべき議席数は、全王国及び全県選出議席の配分に加わっている各政党に応じて、選挙区議席の配分に関する規則の適用により、これを決定する。その場合、各政党には多くの全県選出議席が配分され、また右により選挙区議席も当の政党が権利を有する国会議席数に応じて配分される。これらの規則により、一もしくはそれ以上の政党が、同数の議席を有する場合、優先権は、最大の投票数を獲得した政党に与えられる。また、同数の場合、抽籤を行なって選出されることもある。選挙区議席の配分により、一政党が既に権利を有する議席数よりも多くの議席数を得ている場合には、全県選出議席の新たな配分は、残余の政党間で排他的に行なわれ、しかもその方法では、獲得された投票数及び既述の政党が獲得した選挙区議席についての計算は行なわれない。（一九八七〇八年改正・追加）

如何なる政党も、全県選出の一議席を配分されるものとする。

る。但し、その場合、政党は全王国での獲得投票総数の少なくとも四%を得るものとする。（一九八七〇八年改正・追加）

政党が獲得した全県選出議席は、選挙区選出のため政党が持つ各候補者名簿内で配分される。そのため、その第一議席は、選挙区議席が配分された後に、最大の商のある名簿に配分され、第二議席はその次に最大の商のある名簿に配分され、そして更に順次全県選出のすべての政党議席が配分される。

（一九八七〇八年改正・追加）

第六〇条 投票資格を有する選挙人が、その投票場に自ら出てゆくことなく、自己の投票用紙を配達することを許されるかどうか、及び如何なる方法がとられるかは、法律でこれを定める。

第六一条 何人も、王国に一〇年間居住し、且つ投票資格を有するのでなければ、国会議員としての資格を有しない。

第六二条 各政務次官を除き、政府の職務に従事している官吏又は宮廷の侍従及び恩給受領者は、国会議員として選出されない。右の事項は、外交又は領事の職務に従事する官吏に対しても、これを適用する。

政府閣僚は、政府に地位を保持している間は、国会議員として国会の各会議に出席することができない。また、各政務次官も、その任命中は国会議員として出席することができない。

第六三条 以下に掲げる場合を除いて、国会議員当選を受諾することは、国会議員として選出された者すべての義務である。

a その者が、投票資格を有する選挙区外で選出される場合。

b その者が、前の選挙に続いて国会のすべての通常会期に、国会議員として出席してきている場合。

c その者が、総選挙が実施されるその年に、遅くとも六〇歳に達している場合。

d その者が、政党の黨員であり、且つその政党が発行していない候補者名簿に基づいて選出される場合。

何人も、その当選を受諾する義務を有しないのに国会議員として選出される場合には、法律が定める期間内及び方法で、その当選を受諾するか否かを述べる宣誓を行わなければならない。

また、二若しくはそれ以上の選挙区のために国会議員として選出される者が、どちらの当選を受諾するかこれを述べる時期及び方法は、同じく法律でこれを定める。(一九八四年七月二七日改正・内容的には改正前と変わらないが、一項中の例外について、a、dとそれぞれ個別に分けたところが、改正されたところである)

第六四条 当選した国会議員は、当選証明書の交付を受け、しかもその証明書の効力は、国会がこれを判定する。

第六五条 国会に召集された各国会議員及び各補欠は、法律の

ノルウェー王国憲法との特徴について(吉川)

定めるところにより、国会への往復の旅費及び少なくとも四日間以上継続する休暇中に国会から帰宅し又は国会へ戻るための旅費を国庫から受けとる権利を有する。(一九八六年五月二七日改正・改正前の条文より「且つ疾病中の治療費に対する補償」という文言が削除された)

また、国会議員は、同じく法律の定めるところにより、国会に出席することに対する報酬を受けとる権利を有する。

第六六条 国会に出席中及び国会への往復の途上、国会議員は、現行犯(Public crimes)で逮捕される場合を除き、身体上の拘束を受けることはなく、また国会で表明した意見を理由に国会の会議の外において責任を問われることもない。すべて国会議員は、国会で採決した手続規則に従う義務を負う。

第六七条 前述した方法により選出された国会議員は、ノルウェー王国の国会を構成する。

第六八条 国会は、原則として、王国の首都において、毎年一〇月の第一週目に召集する。但し、外敵の来襲又は伝染病のような緊急の事態により、国王が、そのために王国のその他の都市を指定する場合は、この限りにあらず。このような決定は、適当な時期にこれを公示しなければならない。

第六九条 緊急の場合に、国王は、通常とは異なる時期に、国会を召集する権利を有する。

第七〇条 この種の緊急時における国会は、国王の自由裁量により、国王がこれを停会する。

第七一条 国会議員は、連続四年間、その期間中に開かれる緊急且つ通常の国会において行動する。

第七二条 国会の通常会期が開催されるべき時期に、緊急の国会がなお開催されている場合、前者緊急国会は後者通常国会の前にこれを停会する。

第七三条 国会は、その国会議員の中から四分の一を指名して、上院を構成し、残り四分の三が下院を構成する。右指名は、新たな総選挙後に集会する第一回目の通常国会でこれを行ない、その後、上院は、右の選挙後に集会するすべての国会会期間変更されることはない。但し、上院の議員中に生じる欠員を特別の指名によりこれを補充する場合は、これを除外する。

各院 (each Ting) は、各別に集会し、且つそれぞれの議長及び書記を指名する。何れの院も、少なくともその議員の過半数が出席しない場合には、会議を開くことができない。但し、憲法の改正に関する法案は、少なくとも国会議員の三分の二の出席がなければ、これを審議することができない。

第七四条 国会が構成されると、直ちに国王又は国王がそのために任命した者が演説を行なうことにより、その会を開く。その演説の中で、国王又は国王がそのために任命した者は、王国の状態について及び特に国会の注意を喚起したい事項について、国会に知らせる。如何なる審議も、国王臨席の下では、これを行なうことができない。

国会議事が開かれた場合には、内閣総理大臣及び政府閣僚は、国会及びその各院に出席する権利を有し、且つ議員と同様に公開で行なわれる国会議事の場合には参加する権利を有する。但し、この場合、投票権はこれを有しないものとする。また、秘密会で討議される事項においては、当該の議院がこれを許可した場合のみ限られる。

第七五条 次の事項は、国会に属する。

a 法律を制定し且つ廃止すること。租税賦課金・関税及びその他公課を課すこと。但し、これらの公課は、新たな通常国会が明確にこれを更新するものでなければ次の年の一月三十一日以後にもなおその効力を有するものではない。

b 王国の名に於いて金銭を借り入れること。

c 王国の財政を管理すること。

d 国の経費を支払うのに必要な金額を承認すること。

e 王室のために国王に毎年度支払うべき額を決定し、且つ王室の扶持 (appanage) を定めること。但し、この扶持は、不動産から成るものであってはならない。

f 政府の議事録及びすべての公的報告書並びに記録を国会に提出させること。

g 国に代わって、国王が外国と締結した協定及び条約を国会に通知させること。

h 国の事項に関して、国王及び王室を除き、何人をも国

会に召喚する権利を有すること。但し、右の例外は、王族が公職を有する場合には、その王族に対してはこれを適用しない。

i 俸給及び年金の一時的な表を改正し、且つ必要と認めらるる変更をこれに加えること。

k 五人の会計検査官を任命すること。この会計検査官は、毎年、国の会計報告を調査し、且つその摘要を印刷してこれを発行する。そのために、会計報告は、国会の交付が行なわれた年度終了の六ヶ月以内に、会計検査官に提出される。また、政府会計官吏の会計報告を承認するため、その手続についての規定を採択すること。

l 外国人を帰化させること。

第七六条 すべての法案は、下院議員の一人により、又は政府閣僚を通じて政府により、先ず下院に提出される。

法案が可決され、上院に送付されると、上院ではこの法案の承認又は拒否が行なわれる。そして後者の場合には、その法案には、評註が付されて、下院に戻される。これらの評註には、下院により考慮が行なわれ、且つ下院がこの法案を廃案とするか、又は修正を付してか若しくは付さないままで、この法案を上院に再度送付する。

下院からの法案が、二度上院に提出され、且つ二度拒否されて戻される場合、国会は、合同会議 (plenary session) を開き、且つその法案は、投票の三分の二の多数でこれを決定

ノルウェー王国憲法とその特徴について (吉川)

する。

右二回の審議の間には、少なくとも三日の間隔を置かなければならない。

第七七条 下院を通過した法案が上院又は国会の合同会議で承認された場合、国王の裁可 (Royal Assent) を得たい旨の要請を付して、国王に奉呈される。

第七八条 国王は、法案を裁可するのであれば、それに署名を行ない、それにより法案は法律となる。

国王が法案を裁可しない場合には、国王は、差当りその法案を裁可するのは適当なものと認めない旨の宣言を付して、これを下院に返付する。

第七九条 法案が連続する二回の異なる総選挙後に構成され、且つ少なくとも二回の通常国会によって相互に隔絶され、最初及び最後の可決の間の何れの期間においても何らの矛盾もなく、二回の通常国会で変更を加えられることなく可決され、更に慎重審議の後、国会が国家のために利益であると考えた法案に対しては、国王陛下がその裁可を拒否されることのないよう願う旨の請願書 (the petition) を添付して国王に奏上されたときは、若し国会が両院に分れる前に裁可が与えられなくとも、その法案は、法律となる。

第八〇条 国会はその必要と認める期間、会期を続ける。国会の議事を終了し、国王がこれを閉会としたときは、国王は、同時に、未だ決議されていない法案 (第七七条から第七九条

まで参照）について、これを裁可又は拒否の何れかを行なうことにより、国王の決定を通告する。国王が明示的に承認を与えなかった法案はすべて、国王がこれを拒否したものと看做す。

第八一条 すべて法令（第七九条で述べたものを除いて）は、ノルウェー王国の印爾を押捺し、且つ以下の文言をもって、国王の名の下に公布される。即ち、「予、某は、某日付けの国会議定書が予の前に提出されたことを公に告示する（ここにその議定書を記す）。故に、予はこの議定書を裁可し、且つ確認した。それ故に、予は、予の手及び王国の印爾を押捺することにより、その議定書を法律として裁可し、且つ確認する。」

第八二条（廃止）

第八三条 国会は、法律の問題点について、最高裁判所の意見を求めることができる。

第八四条 国会は、公開で集会し、且つその議事録は、これを印刷・発行する。但し、過半数で反対の決議をした場合には、これを除く。

第八五条 国会の自由及び安全を損うことを目的とする命令に服従する者は、それにより国家に対する叛逆罪を犯した者と看做される。

D章 司法権 (The Judicial Power, Om den dømmende Magt)

第八六条 弾劾裁判所 (The Court of Impeachment, Rigsretten) は、政府閣僚、最高裁判所裁判官又は国会議員に対して、その者が自己の公的地位において犯した刑事上の罪を理由として、下院が提起する訴訟の、最初にして最後の裁判所として判決を宣告する。

本条に従い、下院による弾劾手続に関する特別の規則は、法律でこれを定める。但し、弾劾裁判所において訴追が提起される制限期間は一五年以下と定められてはならない。

上院の終身議員及び最高裁判所の終身裁判官は、弾劾裁判所の判事である。第八七条に含まれる各規定は、個々の事件において、弾劾裁判所の構成にこれを適用する。弾劾裁判所においては、上院議長がこれを統轄する。

上院議員として弾劾裁判所に席を有する者は、弾劾裁判所が事件の審理を完了する前に、国会議員として選出される任期が満了しても、弾劾裁判所の席は空席となるものではない。その他の理由により、弾劾裁判所の判事が国会議員でなくなった場合には、その者は弾劾裁判所判事として退官する。弾劾裁判所の判事であり、且つ最高裁判所の判事でもある者が、最高裁判所判事として退官するときにも、これを適用する。

第八七条 被告人及び下院の代表として行動する訴追者は、上院議員及び最高裁判所判事を忌避する権利を有する。但し、一四人の上院議員及び七人の最高裁判所判事は、弾劾裁判所の判事として留まるものとする。訴訟手続中、両当事者は、同数の上院議員を忌避することができる。但し、忌避される人数が二等分されえない場合には、被告は、更に一人を忌避する優先権を有する。最高裁判所判事の忌避に対しても、また同様とする。訴訟中、数人の被告がいる場合、被告は、法律が定める規則に従って、共同して忌避権を行使する。忌避権が許された範囲にまで行使されない場合、それぞれ一四人及び七人を超過する数の上院議員及び最高裁判所判事を、抽籤で決めて、退廷者とする。

訴訟が判決の段階に来たとき、一五人を超える裁判所の判事は、裁判所より退席する。その選定は、抽籤でこれを行なう。判決を行なうべき残留判事の数は、多くても上院議員一〇人及び最高裁判所判事五人とする。

弾劾裁判所の裁判長及び最高裁判所の長官は、如何なる場合にも、抽籤により退席することはない。

弾劾裁判所は、右に定める如く、上院議員及び最高裁判所判事で以ってこれを構成し得ない場合でも、事件を審理することができ、少くとも一〇人の判事が法廷にいれば、判決を下すことができる。

弾劾裁判所の構成方法についてのより詳細な規則は、法律

ノルウェー王国憲法とその特徴について（吉川）

でこれを定める。

第八八条 最高裁判所は、終審として判決を宣告する。但し、最高裁判所に訴訟を提起する権利の制限は、法律でこれを定める。

最高裁判所は、一人の長官と少なくともその他四人の判事でこれを構成する。

第八九条（廃止）

第九〇条 最高裁判所の判決は、如何なる場合にも、上訴することはできない。

第九一条 何人も、三〇歳未満であるならば、最高裁判所の判事に任命されることはできない。

E 章 通則 (General provisions, Almindelige Bestemmelser)

第九二条 国語を話し、且つ同時に次の如き男女のノルウェー国民のみが、国の公職に就くことができる。

a 出生の時、王国において国の臣民であった両親から生れた者であること。

b 又は出生の時に、他国の臣民ではないノルウェー国民たる両親から、外国で生れた者であること。

c 又は従来一〇年間王国に居住している者であること。

d 又は国会により、帰化が認められた者であること。

但し、右以外の者は、大学及び高等学校の教師として、

ノルウェー王国憲法とその特徴について（吉川）

医師として及び外国駐在の領事として任命され得る。

第九三条 国際平和及び安全を確保し、又は国際法規範及び国家間の協力を促進するために、国会は、四分の三の多数を以つて、ノルウェーが現在支持しており、又将来も支持すると考えられる国際機構が、客観的に定められた範囲内で、本憲法に従つて、通常ノルウェー当局に付与されている権限行使のための権利を有することを承認する。但し、本憲法を改正する権限は、これを含むものではない。国会が右承認をするためには、少なくとも国会議員の三分の二が出席し、且つ憲法改正のための手続を必要とする。

本条項の規定は、一国際機構での構成員資格の場合には適用せず、その決定は、唯一、国際法に基づき純粋にノルウェーにのみ適用される。

第九四条 第一回の通常国会、もし第一回の通常国会が不可能なときは、第二回通常国会が、新普通民法典及び刑法典発布のための規定を設けるものとする。但し、それまでの間は、現行上適用されている国法は、それらが本憲法及びそれまでの間に発せられる暫定的規定に抵触しない限り、引き続きその効力を有する。

現行の永久税は、同様に、次期国会に至るまでこれを継続する。

第九五条 適用免除、民事拘束からの保護、支払猶予又は救済は、新たな一般的法典が施行された後は、これを認めること

ができない。

第九六条 何人も法律によるのでなければ、有罪を宣告されたり、また裁判所の判決によるのでなければ、刑罰を受けることはない。拷問による審理は、これを行なつてはならない。

第九七条 如何なる法律も、遡及効を与えられない。

第九八条 司法裁判所の官吏に特別給与が支給される場合、それについては、如何なる国庫への税もこれを課してはならない。

第九九条 何人も、法律で定める場合、且つ法律で定める方法においてでなければ、逮捕されることはない。不当逮捕、又は違法な拘禁については、関係官吏は、被拘禁者に対して責任を負う。

政府は、法律で定める形式によるのでなければ、国民に対して、武力を行使する権利を有しない。但し、集会が公共の安全を害するものであり、且つ暴動に関する法令書の条項を文官が三回声高らかに朗読した後、即時解散しない場合を除く。

第一〇〇条 出版の自由は存在する。何人も、その内容の如何を問わず、印刷又は発行させた文章を理由として、処罰されない。但し、故意に且つ明白に、法律に対する不服従、宗教・道徳又は憲法上の職権に対する侮辱或は職権の命令に対する抵抗を自ら示し、若しくは他人を煽動し、且つ他人に対して中傷的非難を行なう場合を除く。各人は、国の行政及びその

他あらゆる事項について、率直に自己の意見を表明する自由を有する。

第一〇一条 通商及び産業の自由に対して制限を含む新たな、しかも永続的な特権は、将来、何人に対してもこれを認めない。

第一〇二条 家宅搜索は、刑事事件の場合を除き、これを行なわない。

第一〇三条 債務者保護のための保護施設は、破産者となったような者には、今後これを認めない。

第一〇四条 土地及び動産は、如何なる場合にも、没収の対象となるものではない。

第一〇五条 各人がその動産又は不動産を公共の用のために引き渡すべしと、国の福祉がこれを求める場合、各人は、国庫より十分な補償を受けるものとする。

第一〇六条 手付金及び聖職禄を構成する土地財産の収入は、専ら僧侶の利益及び教育の促進のためにのみ、これを充てる。慈善施設の財産は、専らその施設そのものの利益のためにのみ、これを充てる。

第一〇七条 自由保有地所有権 (allodial right) 及び土地財産相続の権利 (the right of primogeniture) は、これを廃止しない。これらの権利が、国家の最大の利益及び地方住民の最大の利益のため、存続する基礎となるための特定の条件は、第一回又は次いで行なわれる第二回目の国会でこれを定める。

ノルウェー王国憲法とその特徴について (吉川)

第一〇八条 伯爵領・男爵領・長子相続財産又は永代財産は、将来、これを設けることができない。

第一〇九条 通例、国のすべての国民は、出生或は財産の如何を問わず、一定の期間中、等しく国の防衛に就く義務を有する。

この原則の適用及びこれに付すべき制限は、法律でこれを定める。

第一一〇条 すべての人が自己の仕事により生活を築くために、働くことのできる条件を生み出すことは、国の諸官庁の責務である。

職場での共同決定に対して、従業員の権利にかかわる特別規定は、法律でこれを定める。

第一一〇条 a サメ人 (Sami, Samiske, Lappish) が、その言語・文化及び生活様式を保存し且つ発展し得るような諸条件をととのえることは、国の諸官庁の責務である。(一九八七〜八八年改正・追加)

第一一一条 ノルウェー国旗の形及び色は、法律でこれを定める。

第一一二条 経験がノルウェー王国憲法の一部を改正すべきであることを示す場合、このための提議は、新たな総選挙後の第一回、第二回又は第三回の通常国会にこれを提出し、且つ印刷し発行する。但し、提議された改正を採択すべきか否かを決定するのは、次いで行なわれる次回総選挙後の第一回、

第二回若しくは第三回の通常国会に限る。但し、右の改正は、本憲法に包含する原則と矛盾してはならず、また憲法の精神を変更しないような特定条項の修正に限らなければならない。且つ右の改正には、国会の三分の二がこれに同意することを要する。

前述の方法で採択された憲法の改正は、国会の議長及び書記官がこれに署名し、且つノルウェー王国憲法のまさしく一規定として、印刷して発行するために、これを国王に奉呈する。

註

テキストには、主としてノルウェー外務省発行の *Norway Information*, *The Constitution of the Kingdom of Norway*, LOV 001/81 ENG. 及び Mads T. Andenaes and Ingeborg Wilberg, "The Constitution of Norway—A Commentary", translated by Ronald Walford, 1987. を用いた。訳出に当っては、Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz, *Constitutions of the Countries of the World, Norway*, by Gisbert H. Flanz, March 1976. Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations, Norway*, Volume III Europe, 1968. 国立国会図書館調査立法考査局他・和訳各国憲法集「ノルウェー王国憲法」、宮田豊「ノールウェイの憲法」（大石憲法研究所編『世界各国の憲法集』昭四八年所収のもの）などを参照した。

さらに、一九七九―八八年における部分改正の分については、

在日ノルウェー大使館・広報部の守口恵子氏にお願いして、本國政府に照会して頂いた。その結果、一九七九―八〇年にかけての改正が、二一・五〇・五三及び一一〇各条において行なわれたこと、一九八三―八四年時の改正が、五七・五八及び六三各条で、一九八五―八六年時の改正は六五条のみ、そして、一九八七―八八年時の改正として、五七・五八・五九及び一一〇 a 各条があったことが分った。

これら各改正条文の内、一九八六年までのものについては、一応、一九八七年発行の Mads T. Andenaes and Ingeborg Wilberg, "The Constitution of Norway—A Commentary", translated by Ronald Walford, でフォローし得たと思われるが、その後の改正分（五七条・五八条二項及び三項・五九条三―七各項・六三条・六五条・一一〇 a 条）については、その英文訳が official なものではなく、draft translation である旨付言しておく。なお、八〇年代の改正部分についてのみならず、一八一四年以来のすべての改正を知るべく、守口氏にはノルウェー語の原文その他資料など、度々お願いを致し御無理申し上げた。記して厚くお礼申し上げます。